

栃木県感染症予防ラウンド事業 実施の手引き

令和7（2025）年4月

感染症対策課

目 次

第1章 総則

第1 目的

第2 ラウンド業務

第2章 高齢者施設等の感染対策

第3章 保育所等の感染対策

第4章 参考資料

第1章 総則

第1 目 的

栃木県感染症予防ラウンド事業は、地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）により策定された栃木県感染症予防計画に基づき、集団生活を行っている施設に対して、平時から巡回訪問し、感染対策に関する助言を行うことで、当該施設における感染症対応力を向上させ、もって感染症の発生及びまん延の防止を図ることを目的とする。

第2 ラウンド業務

1 実施体制

（1）巡回訪問及び助言（以下「ラウンド」という。）は、原則、職員 2 名以上で実施すること。

2 対象施設

（1）各保健所は、年度当初に、年間ラウンド対象施設を選定する。

（2）対象施設は、以下の観点を考慮して選定することが望ましい。

- ア 前年度に感染症の集団発生が報告された施設
- イ 過去のラウンドにより課題が多かった施設
- ウ 新たに開設された施設
- エ 一定期間、ラウンドが実施できていない施設
- オ その他、保健所が必要と判断する施設

3 実施方法

（1）事前準備

ラウンドに当たっては、必ず事前に相手方に趣旨を説明し、相手方の同意を得てから実施すること。

（2）実施当日

ア ラウンド時には、その目的と当日のスケジュールを、管理者等に説明し、施設職員の立ち会いのもと、感染対策が適切に行われているか確認し、別紙様式第 1 号（以下「チェックリスト」という。）に記録すること。

イ ラウンド結果については、立会者に対して口頭で伝え、必要な助言を行うこと。

（3）結果報告

対象施設への結果報告については、別紙様式第 2 号により施設の長宛て、原則、メールにて送付する。

第2章 高齢者施設等の感染対策

ラウンドに当たっては、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」及び「介護現場における感染対策の手引き」に基づき、次に定めるチェックリスト項目について、施設の状況を確認し、必要な助言を行うこと。

No	項 目	根 拠
1. 高齢者介護施設における感染管理体制		
(1) 感染対策委員会の設置		
1	感染対策委員会を設置している。	マ－3－1)
(2) 感染対策マニュアルの整備		
1	感染対策マニュアルを作成している。 ＜マニュアルの内容例＞ ○感染管理体制 ・感染対策委員会の設置 ・感染対策のための指針・マニュアルの整備 ・職員研修の実施 ・職員の健康管理等 ○平常時の対策 施設内の衛生管理 ・環境の整備、施設内の清掃 ・嘔吐物、排泄物の処理 ・血液、体液の処理 入所者の健康管理 ・健康状態の観察と対応、記録 看護・介護ケアと感染対策 ・手洗い、ケアにおける標準予防策 ・食事介助 ・排泄介助（おむつ交換等） ・異常の早期発見のための日常観察項目 ○感染症発生時の対応 ・感染症の発生状況の把握、感染拡大の防止 ・行政への報告 ・関係機関との連携等	マ－3－2)－(1)
2	感染対策マニュアルは、必要に応じて見直しを行っている。	マ－3－2)－(4)
3	感染対策マニュアルは全職員が理解している。	マ－3－2)－(3)
(3) 関連情報の共有と活用		

1	定期的に地域の感染症発生動向について情報収集を行っている。	マ－3－3)
(4) 職員研修の実施		
1	感染症に対する職員研修を年2回以上実施している。 ＜職員研修のテーマ例＞ ・感染症および感染対策の基礎知識 ・个人防护具の着脱 ・手洗いチェッカーを利用した手洗いの実習 ・インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の予防と対策 ・嘔吐物等の処理に関する実習	マ－3－4)
(5) 感染症発生時の対応		
1	施設内感染を疑った際の職員からの報告・連絡方法や、責任者へ相談・報告ができる体制を整備・周知している。(休日・夜間を含む。)	マ－3－2)－(3)
2	感染症発生時の嘱託医等の医療機関への報告体制が整備されている。	マ－3－2)－(3)
3	集団感染が疑われる場合には、速やかに管轄する保健所へ感染状況を報告する体制がある。	マ－4－3) マ－付録1①
4	感染症にかかった入所者のいるエリアとそうでない者のエリアをわけている。	マ－4 マ－5 手引き第1章－6－(1)
2. 施設内の衛生管理		
(1) 環境整備		
1	1日1回湿式清掃を実施している。	マ－3－5)－(2)
2	対象に応じた効果のある濃度の消毒液を使用している。	マ－3－5)－(2)
3	雑巾やモップ等はこまめに洗浄乾燥して使用している。	マ－3－5)－(2)
4	浴室は、定期的に清掃が行われている。	マ－3－5)－(2)－a
5	血液、分泌物、排泄物がある場合、状況に応じた防護具を使用し、効果のある清掃及び消毒を行っている。	マ－3－5)－(2)
6	トイレ等の汚染区域と居室用の掃除道具は区別して使用、保管している。	マ－3－5)－(2)－c
7	インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症などの飛沫感染の感染症が流行している際は、マスクの着用の推奨、送迎車内の換気を行っている。	手引き第I章2－3)－(7)
(2) 換気		
1	機械換気(24時間換気システムや換気扇)等を活用して、換気を行っている。	手引き第II章 2(2)
2	2方向以上の窓を常時数cm開けて、空気の流れをつくり、換気	手引き第III章 参考4－

	を行っている。(窓が1方向のみの場合、ドアやほかの窓を開けて、外部まで通じる空気の流れをつくっている。)	4
3. 職員の健康管理		
(1) 健康管理		
1	入職時にヒトからヒトへの感染予防可能な疾患の予防接種歴を確認している。 ＜予防接種歴の確認例＞ 水痘、麻疹、風疹、流行性耳下腺炎、B型肝炎	マ－3－6)－(1)
2	職員の定期健康診断を実施している。	マ－3－6)－(3)
3	予防可能な疾患のワクチンについては接種を勧奨している。 ＜勧奨ワクチン例＞ ・インフルエンザワクチン ・新型コロナウイルスワクチン	マ－3－6)－(4)
4	職員は日々の健康管理を行い、感染症が疑われる場合には、相談ができる体制がとれている。	マ－3－6)－(2)
5	職員は標準予防策を徹底している。	マ－3－6)－(5)
6	家族の面会や施設内に出入りするボランティア、実習生等の健康状態をチェックしている。	マ－2－2)－(1)－Ⅱ
(2) 手洗い		
1	必要時に液体石けんを使用し、流水による手洗いをしている。(固形石けんは使用していない) ＜手洗いが必要なタイミング＞ ・勤務開始前、終了後 ・食事の前 ・トイレに行ったあと ・ケア前後 ・外から施設内に入る際、または施設を出る際 ・血液、排泄物、褥創、創傷などの患部に触れたあと	マ－3－8)－(1)
2	手洗い後は、ペーパータオルで拭いている。(共用タオルは使用していない)	マ－3－8)－(1) マ－3－5)－(1)
3	手洗い水道栓は、自動水栓や肘押し式等、直接手で栓を触れないよう感染防止策を講じている。	マ－3－8)－(1) マ－3－5)－(1)
4	必要時に速乾性擦式手指消毒液(アルコールによる手指消毒)を使用し、手指の清潔を保っている。	マ－3－8)－(1) マ－付録5
5	速乾性手指消毒を施設内に配置、もしくは携帯している。	一般衛生項目
4. 高齢者の健康管理		
(1) 健康管理		

1	入所時に、現在の感染症などの健康状態を確認している。 ＜注意が必要な感染症＞ ・結核 ・疥癬	マ－３－７）－（１）－a
2	入所者について健康診断等により状況を把握している。 ※健康診断：胸部 X 線検査など ※対象施設は、結核定期健康診断実施報告書を提出している。	一般衛生項目 マ－３－７）－（１）－a
3	入所者・利用者の日々の健康状態の観察・記録を行っている。	マ－３－７）－（１）－b マ－３－７）－（２）
4	施設入所者全体の健康状態を関係職員で共有している。	マ－３－７）－（２）
5	入所者・利用者に予防接種の勧奨を行っている。（インフルエンザ、新型コロナウイルス等）	マ－３－７）－（１）－b
6	入所者・利用者に対し、感染症の予防啓発（手洗い、咳エチケット等）の励行を行っている。	一般衛生項目
（２）入所者の手指の清潔		
1	入所者・利用者に手洗い（液体石けんを使用し、流水で洗う）を指導している。（固形石けんは使用していない） ＜手洗いが必要なタイミング＞ ・食事の前 ・トイレに行ったあと ・外から施設内に入る際、または 施設を出る際 ・動物を触ったあと ・手が汚れているとき ・血液、排泄物、褥創、創傷などの患部に触れたあと	マ－３－８）－（２）
2	手洗い後は、ペーパータオルまたは個人タオルで拭いている。（共用タオルは使用していない）	マ－３－８）－（２）
3	液体石けんと流水による手洗いができない場合には、消毒効果のあるウェットティッシュ等を用い、手指の清潔を保っている。	マ－３－８）－（２）
５．介護・看護ケアと感染対策		
（１）介護・看護ケアにおける標準予防策		
1	状況に応じた防護具（マスク、手袋、ガウン等）の使用方法を定めており、定められた方法で使用しているかを確認している。	マ－３－８）－（３）
2	１ケアごとに手洗いをしている。	マ－３－８）－（３）
（２）食事介助・口腔ケア		
1	食事介助に入る前に手洗いを実施している。	マ－３－８）－（５）
2	おしぼりを使用する場合、使い捨てのおしぼり（ウェットティッシュ）を使用するなど衛生的に管理しているか。	手引き第Ⅰ章－２－３）－（２）

3	入所者の使用するコップや歯ブラシ等は、使用後に洗浄し、清潔にしている。	手引き第Ⅰ章－２－３）－（４）
（３）嘔吐物・排泄物の処理、排泄介助		
1	おむつ交換の手順は決められており、職員間で共有・実践できている。（全体・個別の流れ）	一般衛生項目 手引き第Ⅰ章２－３）－（５）
2	排泄介助の時はマスク、手袋とガウン等を使用し、一人毎に交換をしている。	マ－３－８）－（６）
3	交換後のおむつは密閉容器に入れ、処理している。	一般衛生項目
4	嘔吐物・排泄物処理がすぐ行えるよう必要物品を準備している。	マ－３－５）－（３）－b
5	嘔吐物等の処理や消毒の手順を職員全員が把握しており、実践できる。	マ－２－（１）－イ）③
6	次亜塩素酸ナトリウムを用いた消毒液の必要な濃度、希釈方法を理解し、必要とする濃度の消毒液を作ることができる。	マ－３－５）－（３）

マ：高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版（2019年3月）（平成30年度老人保健事業推進費等補助金 高齢者施設等における感染症対策に関する調査研究事業）

手引き：介護現場における感染対策の手引き（第3版）（令和5年9月25日付け厚生労働省事務連絡）

第3章 保育所等の感染対策

ラウンドに当たっては、「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、次に定めるチェックリスト項目について、施設の状況を確認し、必要な助言を行うこと。

No	項 目	根 拠
1. 感染症対策の体制整備		
(1) 感染対策のための指針・マニュアルの整備		
1	感染対策マニュアルを作成している。 ○感染管理体制 ○平常時の対策 ・施設内の衛生管理 ・職員、園児の健康管理 ○感染症発生時の対応	ガ－4
2	感染対策マニュアルは、全職員に周知している。	一般衛生項目
(2) 関連情報の共有と活用		
1	定期的に地域の感染症発生動向について情報収集を行っている。	ガ4 (4)
(4) 職員研修の実施		
1	感染症に対する職員研修を定期的に行っている。 ＜職員研修のテーマ例＞ ・感染症および感染対策の基礎知識 ・个人防护具の着脱 ・手洗いチェッカーを利用した手洗いの実習 ・インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の予防と対策 ・嘔吐物等の処理に関する実習	ガ4
(5) 感染症発生時の対応		
1	保育所内での感染を疑った際、職員からの報告・連絡方法（保護者への連絡含む）や、園医へ相談ができる体制を整えている。（休日・夜間を含む）	一般衛生項目
2	集団感染が疑われる場合には、速やかに管轄する保健所へ感染状況を報告する体制がある。	ガ4 (3)
3	保護者に対し、感染症の予防啓発（予防接種の重要性の啓発、手洗い指導、感染症流行情報の提供等）を行っている。	ガ2－(1)－エ)
2. 施設内の衛生管理		
(1) 施設の清潔の保持		
1) 施設の清掃・消毒		

1	毎日、清掃を実施している。	一般衛生項目
2	トイレ、ドアノブ、手すり、照明のスイッチ（押しボタン）等、定期的な消毒を行っている。 ※汚染しやすい場所や良く手の触れる場所等。	ガ 2－（2）－ア
3	流行している感染症に応じた消毒及び清掃を行っている。（ノロウイルス等感染性胃腸炎：次亜塩素酸ナトリウム）	ガ 2－（2）－ア
2）おもちゃの管理		
1	使用したおもちゃは定期的に消毒を実施している。	ガ 2－（2）－ア
3）歯ブラシの管理		
1	歯ブラシの保管は、他の児のものと接触しないように管理している。	ガ 2－（2）－ア
4）寝具の管理		
1	衛生的な寝具を使用している。	ガ 2－（2）－ア
(2) 換気		
1	機械換気（24 時間換気システムや換気扇）等を活用して、換気を行っている。	ガ 参考 5
2	2 方向以上の窓を常時数 cm 開けて、空気の流れをつくり、換気を行っている。（窓が 1 方向のみの場合、ドアやほかの窓を開けて、外部まで通じる空気の流れをつくっている。）	ガ 参考 5
(3) プールの衛生管理		
1	プール（簡易ミニプール含む）の遊離塩素濃度は、0.4～1.0 mg/L に保つよう、水質検査を実施している。	ガ 2－（2）－ア
2	プールに入る前はシャワーで体（特におしり）を洗っている。	ガ 2－（2）－ア
3	排泄が自立していない乳幼児のプール利用は個別のタライ等を用いる等、他者と水を共有しないようにしている。	ガ 2－（2）－ア
3. 職員の健康管理、感染対策		
(1) 健康管理		
1	入職時に感染症の既往歴、予防接種歴を確認している。 ＜既往歴、予防接種歴の確認例＞ 水痘、麻疹、風しん、流行性耳下腺炎、B 型肝炎、DPT	ガ 2－（1）－ウ）⑥、⑦ ガ 2－（2）－イ）
2	職員の定期健康診断を実施している。	労働安全衛生法第 66 条
3	職員は日々の健康管理を行い、体調がすぐれないときは、相談や休養ができる体制がとれている。	一般衛生項目 ガ 2－（2）－イ）
4	施設内に出入りするボランティア、実習生等の健康状態（体温、自覚症状）をチェックしている。	ガ 2－（1）－ウ①
(2) 手洗い		

1	液体石けんを使用し、流水による手洗いをしている。（固形石けんは使用していない。） <手洗いが必要なタイミング> ・勤務の開始前、終了後 ・食事や調乳前食事の前 ・トイレに行ったあと ・おむつ交換後や排泄介助、園児の排泄を手伝ったあと ・屋外から室内に入る際（外遊び、散歩の後） ・鼻汁・唾・嘔吐物・血液など体からでる分泌物に触ったあと ・動物に触ったあと ・部屋・トイレ・おもちゃ等を掃除したあと	ガ 2 - (2) - ア)
2	手洗い後は、個人持参のタオルかペーパータオルで拭いている。（共用タオルは使用していない）	ガ 2 - (2) - ア)
3	手洗い水道栓は、自動水栓や肘押し式等、直接手で栓を触れないよう感染防止策を講じている。	一般衛生項目
4	必要時に、速乾性擦式手指消毒（アルコールによる手指消毒）を使用し、手指の清潔を保っている。	ガ-別添 2
4. 園児の健康管理、感染対策		
(1) 健康管理		
1	入園時及び必要時に予防接種歴、り患歴を確認している。（母子手帳等で確認） <予防接種例> ・ロタウイルスワクチン ・インフルエンザ菌 b 型（H i b : ヒブ）ワクチン ・小児用肺炎球菌ワクチン ・B 型肝炎ワクチン ・D P T - I P V （四種混合）ワクチン ・B C G ワクチン ・麻しん風しん混合（MR）ワクチン ・水痘ワクチン ・日本脳炎ワクチン ・流行性耳下腺炎ワクチン	ガ 4 - (1) ガ 2 - (1) - ウ) ⑤
(2) 園児の手指の清潔		
1	園児に手洗い（液体石けんを使用し流水で洗う）を指導している。 <手洗いが必要なタイミング> ・食事の前 ・トイレに行ったあと	ガ 2 - (1) - エ) ガ 2 - (1) - イ) ③

	・屋外から室内に入る際（外遊び、散歩の後） ・動物を触った後 ・手が汚れているとき	
2	手洗い後は、ペーパータオルまたは個人タオルで拭いている。（共有タオルは使用していない。）	ガ２－（２）－ア ガ２－（１）－イ）③
3	個人持参のタオルをタオル掛けに掛ける際には、タオル同士が密着しないように間隔を空けて保管している。	ガ２－（２）－ア
５．保育場面に応じた感染対策		
（１）マスク・手袋・エプロンなどの个人防护具の使用		
1	適切な防護具（マスク、手袋、ガウン等）を選択、使用している。	ガ３－（２）
（２）おむつ交換		
1	糞便処理の手順を職員間で徹底している。	ガ２－（２）－ア
2	おむつ交換の場所は決められている。 ・清潔な場所と不潔な場所の区別がある。 ・それらの動線の交差はない。	ガ２－（２）－ア
3	おむつ交換場所の消毒を行っている。	ガ２－（２）－ア
4	おむつの排便処理の際には、使い捨て手袋を着用し、おむつ交換シートを使用している。	ガ２－（２）－ア
5	下痢便時には、周囲への汚染を避けるため、さらにマスク・使い捨てエプロンを着用し、おむつ交換をしている。	ガ２－（２）－ア
6	交換後のおむつは、ビニール袋※に密閉した後に蓋つき容器等に保管する等、すぐに処理をしている。 ※便については必須とする。	ガ２－（２）－ア
（３）感染性胃腸炎（ノロウイルス対応）嘔吐物処理		
1	嘔吐物・排泄物処理がすぐ行えるよう必要物品を準備している。 ＜処理セット内容例＞ ・使い捨て手袋、サージカルマスク、使い捨てエプロン シューズカバー、次亜塩素酸ナトリウム原液 ペーパータオル（もしくは新聞紙）、ペットボトル ビニール袋、バケツ	ガ別添３－④
2	嘔吐物等の処理や消毒の手順を職員全員が把握しており、実践できる。	ガ２－（２）－イ－③
3	次亜塩素酸ナトリウムを用いた消毒液の必要な濃度、希釈方法を理解し、必要とする濃度の消毒液を作ることができる。 ※実際に作成する消毒液の調製手順や濃度を確認	ガ２－（２）－ア
（４）食事・おやつ		

1	食事・おやつの準備の前に手洗いを実施している。	一般衛生項目
(5) 調乳・冷凍母乳の取り扱い		
1	調乳、冷凍母乳を取扱う前には手洗いを実施している。	ガ2－(2)－ア)
2	調乳時には清潔なエプロンを着用している。	ガ2－(2)－ア)
3	調乳に使用した物品、乳首、哺乳瓶等は使用后、決められた洗浄・消毒を行っている。	ガ2－(2)－ア)
4	哺乳瓶、乳首等の調乳器具は衛生的に保管している。	ガ2－(2)－ア)

ガ：保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）（2023（令和5）年10月一部修正）
（令和5年10月10日付けこども家庭庁通知）

第4章 参考資料

- ・高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版（2019年3月）（平成30年度老人保健事業推進費等補助金 高齢者施設等における感染症対策に関する調査研究事業）
- ・介護現場における感染対策の手引き（第3版）（令和5年9月25日付け厚生労働省事務連絡）
- ・保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）（2023（令和5）年10月一部修正）（令和5年10月10日付けこども家庭庁通知）